

## 東京都私立小中学校等就学支援実証事業費補助金交付要綱

		平成 29 年 5 月 1 日
		29 生私振第 345 号
		生活文化局長決定
一部改正	平成 30 年 7 月 6 日	30 生私振第 769 号
一部改正	令和元年 7 月 9 日	31 生私振第 718 号
一部改正	令和 3 年 6 月 9 日	3 生私振第 618 号

### 第 1 目的

この要綱は、私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日付 28 文科初第 1760 号）に基づき、東京都内に設置されている私立の小中学校等に通う児童生徒の授業料に充てるために支給する東京都私立小中学校等就学支援実証事業費補助金（以下「小中支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、児童生徒の私立小中学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 第 2 受給資格の認定

小中支援金の支給に当たっては、次の（1）から（6）までの全てに該当する児童生徒の保護者等（令和 3 年 5 月 25 日付文部科学省事務連絡「令和 3 年度私立中学校等修学支援実証事業の実施について（通知）」の添付資料「私立中学校等修学支援実証事業費補助金の取扱いについて」1（2）に定める「保護者等」をいう。以下同じ。）の申請により、当該保護者等が小中支援金の支給を受ける資格を有することについて東京都知事（以下「知事」という。）の認定を受けるものとする。ただし、文部科学省により不認定とされた保護者等は、支給の対象外とする。

- （1）児童生徒が、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が設置する、東京都内の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、特別支援学校の小学部及び中学部（以下「私立小中学校等」という。）のいずれかに、小中支援金の当該支給年度の 7 月 1 日時点で在学していること。
- （2）保護者等の、小中支援金の当該支給年度の所得金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は 0 円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（以下「判定額」という。）（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員の判定額を合計した額。以下同じ。）が 140 万円未満であること。ただし、ひとり親控除の適用がある場合は判定額が 143 万円未満とする。また、保護者等のいず

れかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案することとする。

- (3) 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。
- (4) 保護者等の資産保有額の合計が600万以下であること。
- (5) 保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること。
- (6) 保護者等が、文科省が行う小中支援金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

### 第3 交付対象

小中支援金の交付対象は、第2の規定により小中支援金の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた保護者等（以下「受給権者」という。）に代わって小中支援金を受領する私立小中学校等の設置者（以下「設置者」という。）とする。

### 第4 小中支援金の額

小中支援金は、文部科学省の予算の範囲内において、児童生徒一人当たり年額10万円を限度として、小中支援金の当該支給年度の7月1日時点での在学する私立小中学校等の授業料額の範囲内で支給する。

### 第5 交付方法

小中支援金の交付は、概算払の方法により行う。

### 第6 交付の申請

小中支援金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

### 第7 交付の決定及び通知

知事は、第6に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

### 第8 交付決定内容の変更

申請者は、第7の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

2 知事は、1に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

## 第9 実績報告書の提出

申請者は、小中支給金の当該支給年度に係る児童生徒の授業料が全て確定したときは、知事が指定する期日までに実績報告書（別記第3号様式）に結果報告書（別記第4号様式）を添えて知事に提出しなければならない。

## 第10 申請の撤回

知事は、小中支援金の交付の決定に際しては、申請者が交付決定の内容又はこれに付した条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

## 第11 交付の条件

- (1) 小中支援金の交付の決定に当たっては、交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。小中支援金は、授業料に充当するものとし、この目的以外に使用してはならない。
- (2) 小中支援金を授業料に充当するに当たっては、小中支援金の趣旨を踏まえ、適正に処理をしなければならない。
- (3) 知事が職員をして、小中支援金についての関係書類を調査させた場合又は小中支援金の支給事務についての遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、申請者は、これに応じなければならない。
- (4) 知事は、(3)による調査又は報告により、小中支援金が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (5) 申請者は、(4)の命令を受けた場合は、知事の指定する期日までに、小中支援金について交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (6) 申請者は、第6、第8-1又は第9の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (7) 申請者は、事務の遂行に当たって知り得た事実を、他に漏らしてはならない。

## 第12 小中支援金の額の確定

知事は、第9の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告の内容が小中支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき小中支援金の額を確定し、申請者に通知する。

## 第13 是正のための措置

知事は、第12の規定による審査によりその報告の内容が小中支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

#### 第14 小中支援金の精算

申請者は、第12に規定する通知を受けた後、概算払により交付を受けた小中支援金の精算をするものとする。

#### 第15 決定の取消し

知事は、交付の決定を受けた申請者が、次の（1）から（7）までのいずれかに該当した場合は、小中支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により小中支援金の交付を受けた場合
- （2）小中支援金を他の用途に使用した場合
- （3）小中支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- （4）法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反した場合
- （5）第6、第8 1又は第9の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
- （6）第11（6）に規定する報告を受けた場合
- （7）その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 1の規定は、第12の規定による小中支援金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

#### 第16 小中支援金の返還

知事が、第15 1の規定により小中支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に小中支援金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 知事が、第12の規定により小中支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える小中支援金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

#### 第17 違約加算金及び延滞金

知事が、第15 1（1）から（5）までの規定により、小中支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、小中支援金の返還を命じたときは、申請者は、当該小中支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該小中支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、申請者に対し小中支援金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 第18 関係書類等の整備

申請者は、この小中支援金の支給事務に係る関係書類等を整備し、小中支援金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### 第19 補則

この要綱に定めるもののほか、小中支援金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び生活文化局私学部長が別に定めるところによる。

##### 附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。